

かごしま

市民のひろば

7

No.62

編集と発行 鹿児島市広報室

市政テレビ番組

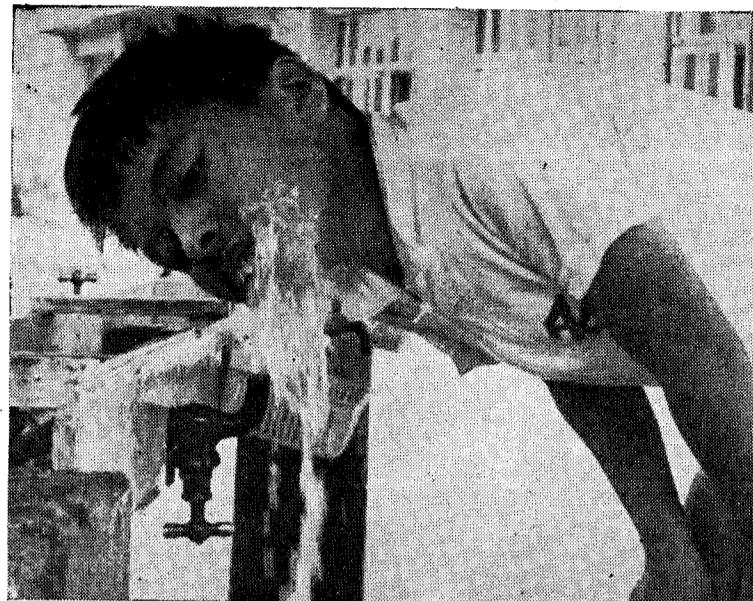
■MBCテレビ「市民のひろば」

(毎週日曜午前8時から
再放送 毎週月曜午後5時から)7月9日 工事進む平川動物公園 7月23日 鹿児島市民歌
7月16日 夏休みの生活設計 7月30日 7月の市政
7月29日 準備運動と人工呼吸法

■KTSテレビ「市政の窓」(毎月最終土曜午前11時30分から)

7月29日 準備運動と人工呼吸法

鹿児島市の人口(推計) 417,802人(男196,045人 女221,757人) 131,764世帯(47.6.1現在)



水—それは私たちの生活に1日も欠かすことのできないものです

たえるため、毎年多額の資金を投入して施設の建設や改良を進めていますが、この資金のほとんどが、国からの借入金でまかなわれています。この借入金は、水道料金の中から元金に利息をつけて返済しますが、この返済金が年々ふえ、経営は非常に苦しくなってきました。だからといって、市民の水を確保するた

年々増加する水の需要にこたえるため、毎年多額の資金を投入して施設の建設や改良を進めていますが、この資金のほとんどが、国からの借入金でまかなわれています。

この借入金は、水道料金の中から元金に利息をつけて返済しますが、この返済金が年々ふえ、経営は非常に苦しくなってきました。だからといって、市民の水を確保するた

六月定例市議会に提案しました水道料金の改定が、六月二十四日の本会議で決定し、八月分から新料金を適用することになりました。今回の改定は、「市民の水」の確保と財政の健全化をはかるものです。水道料金の改定は、みなさんの家計に直接ひびくことになり大変ご迷惑をおかけしますが、改定の主旨をよくご理解いただきよろしくご協力を願います。

やむを得ず改定

ことはできません。このような状況にあって、

ばならなくなりました。

新たに給水負担金制度も採用

料金改定に伴い「給水負担金制度」を新たに設けました。これは、水道料金の高額化をおさえ、新旧使用者間の負担を均等にするためです。

日本人の観光旅行は、ここ数年の間に国内、国外を問わず大きく伸びているといわれております。その理由として、余暇時間の増大、生活環境の変遷の旅行ブームというものは、今後さらに続くといふことはあっても、消えるようなことはないであろうと考えられます。

最近の陸、海、空の交通条件の変化、なかでも飛行機の発達は、人々の距離に対する感覚を一変してしまったようですね。外国へ出向くにしても、遠いところへいくという感じが全然なくなってきたといえます。

先日、南ベトナムでキャセイ航空の飛行機が墜落しましたが、この飛行機の日本人のお客さん達も、東南アジアへ観光旅行に出かけられたお客様で、そつたということです。

十年前までは、新婚旅行の皆さんの憧れであった南九州の鹿児島などは、当時としては遠い南の国というイメージがあったと思うのですが、最近はそのことがだんだん薄れてきたといわれております。

東京と鹿児島の間が完全に一日生活圏の中に収まることになったことを考えると、それもそのはずだと思ふのです。人間の欲望には限界がないので、しばらくしたら月への旅行ということも考えられます。が、そのことはさておいても、今後の観光旅行が実際に遠距離の間で行なわれる傾向を強めていくであろうことは容易にうなづけるのです。

鹿児島を訪れる観光客は年間六百万人と推定されています。この数は今後さらに伸びる

ことが予想されますが、日本人の観光旅行が国内旅行から国外旅行へとその型を変えていく中において、南九州の魅力といふものはいつまでも失なわれないであろうといつてのん気には見えられないと思ふことがあります。

観光は一つの大きな産業だと思うのですが、この産業をさらに発展させていかなければなりません。そのためには、地域の一人一人にそのことの理解を深めてもらうことが大切であるばかりでなく、観光の型が世界的なものに変わっていくことに対応できる地域の条件を整えることが要請されるのではないかでしょうか。

水道料金が変わります

八月から口径別料金体系で

給水装置を設置する人に、施設の拡張費用の一部を給水負担金として負担していただく

昭和四十七年十月一日以降に給水装置の新設、改修(メータ口径を大きくする場合)申込みの際、別表二のとおりメーターの口径の区分に従つて給水負担金を納めさせていただきます。ただし改造工事の場合は、新しく取り付けるメーターの口径の負担金とともにメーターの口径の負担金との差額を納めていただきます。

ターゲットを大きくする場合)

申込みの際、別表二のとおりメーターの口径の区分に従つて給水負担金を納めさせていただきます。ただし改造工事の場合は、新しく取り付けるメーターの口径の負担金とともにメーターの口径の負担金との差額を納めていただきます。

ターゲットを大きくする場合)

申込みの際、別表二のとおりメーターの口径の区分に従つて給水負担金を納めさせていただきます。ただし改造工事の場合は、新しく取り付けるメーター

お年寄りの医療費を助成

ことしの四月分から七十歳以上の方に

市では、お年寄りの健康としあわせを願い、七十歳以上の方を対象に、病院などにかかるとき支払われる医療費の一部（本人が支払う自己負担額の一部）をお返しする制度を、ことしの四月一日にさかのぼって実施することになりました。

この制度には所得制限などいろいろ制約があり、全部の方々には適用できないため、対象者には受給資格証をお渡しすることになります。資格証を交付するかどうかをきめる受給資格登録申請書（用紙は係りに準備）の受付を七月十日から始めます。早めに申請書をお出しください。

あと三週間で夏休み。休みに入るとき自分がゆるみ、事故にあつたり非行に走つたりしがちです。長い休みが、こどもたちにとって楽しく有意義なものになるよう次の点にも心をくばりましょう。

こどもを守ろう

○水泳や海水浴には父兄同伴が責任者と行かせる。○泳ぐ前は準備運動をしきまりを守つて泳がせる。○おとのな監視のもとで泳がせ、監視は一人対一人の気持で！○深みでは浮袋遊びはさせない。○体調が悪いとか疲れているときは泳がせない。○泳力以上の沖出、長時

夏休みを楽しく有意義に

○注意の与え方は「飛び出しはしないのよ」などと、具体的に！



◎居眠り運転にも警戒を
花火遊びは
おとながついて

◎やかましく花火遊びを禁じると、かくれてやるので、つきそって正しい

◎爆発することがあるので、ポケットに入れない

◎投げ玉や2B弾など危険な花火を与えない

◎マッチを持たせない。

◆郷土の自然や歴史に親しみ、郷土行事に参加させる。◆スポーツ少年団など健全な団体やグループに入らせ。◆友人関係、外出、金銭の取扱い服装などに注意を！

◆一家そろっての話し合いや団らんの機会をつくる

○規則正しい生活と計画的な鍛練で健康な体づくりに努めさせ、病気があれば休み中におさせておく。

○食中毒や伝染病などを予防するため、食べ物に気をくばり、昼寝や体の清潔などを守らせる。

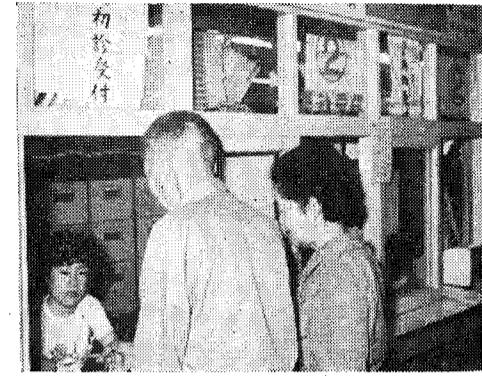
すぐに国保への加入手続きを

退職後、他の保険に未加入の人へ

会社などを退職し、社会保険の資格をなくされた方で、その後、他の保険に加入していなければなりません。国民健康保険に加入される方は市役所新館一階の国民健康保険課27番窓口（支所管内）の人は各支所の窓口で関係書類を差し上げますので、該当なさる方は早めに手続きをしてください。

勤労青少年のすこやかな成育にご理解を

- 7月の第3土曜日（15日）は、「勤労青少年の日」です。事業主の方々は青少年の福祉について理解と关心を深めるために、また青少年のみなさんは、りっぱな職業となるステップの日とするために、この日にふさわしい行事を計画しましょう。
- たとえば記念の励まし（懇談会とか贈り物）、親や母校教師との手紙交換、自主的な社会奉仕（清掃、施設慰問など）、グループ交歓
- 当日12時半から県立体育馆で県内で働く青少年の激励大会があります



（年齢が高くなるにつれ病院を訪れる人は多い）

○前年の所得について、所

▼助成の対象に
なる医療費
国民健康保険、社会保険の対象となつた医療費。

○配偶者または扶養義務者の前年の所得が多いために証明をもらい市役所（または支所）へお出しください。

②病院などにかかる翌月15日以降に、病院で前記の請求書に医療を受けた旨の證明をもらひ市役所（または支所）へお出しください。その際、受給資格証も忘れずに持ってきてください。

③助成額を決定し、後日お知らせします。六月分以降の手当を受けられる所得の限度額が次の表のとおり引き上げられました。

所得限度額（46年分の所得）	
扶養親族	額
0人	122万2,000円
1人	135万7,000円
2人	149万2,000円
3人	162万7,000円
4人	176万2,000円
5人	189万7,000円
6人	203万2,000円
7人	216万7,000円
8人	230万2,000円

所得限度額（46年分の所得）	
扶養親族	額
0人	122万2,000円
1人	135万7,000円
2人	149万2,000円
3人	162万7,000円
4人	176万2,000円
5人	189万7,000円
6人	203万2,000円
7人	216万7,000円
8人	230万2,000円

所得限度額（46年分の所得）	
扶養親族	額
0人	122万2,000円
1人	135万7,000円
2人	149万2,000円
3人	162万7,000円
4人	176万2,000円
5人	189万7,000円
6人	203万2,000円
7人	216万7,000円
8人	230万2,000円

西田橋など交通規制に

甲突川の四橋

西田橋など甲突川の四橋で車両の一方通行その他歩行者保護のための交通規制が六月二十六日から実施されました。西田橋 車両一方通行（路線バス、軽車両は除く）：午前7時～正午 西田一丁目方向から西千石町方向へ、正午～午後10時 西千石町方向から西田一丁目方向へ。大型車両の一方通行（自転車は除く）：午前7時～午前9時 国道三号線からの進入禁止。鶴尾橋（刑務所前）甲突川右岸線から鶴尾橋へ進入する車両の右折禁止：終日。



■さきごろ市消防局が行なった防火意識調査の結果では、10人に1人は119番を知らないと答えています。

■火事のとき、まちがって110番（警察）にかけて消防署には警察から連絡がありますが、それだけ消防車の出動が遅れます。火事や事故のときは、あわてずに119番へ通報を！

■119番は火事や救急の場合だけ使用し、問い合わせなどは…

②6158か⑧3314へ。

火事と救急は119番へ

